

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議 第1回会議配布資料	参考 資料
令和5年6月27日	4

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）による改正・新旧対照条文（第1条及び第2条関係の抜粋）

○ 児童福祉法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第一条関係）
 【令和五年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

現 行	改 正 前
<p>第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>三 この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者</p> <p>四 第十八条の十九第一項第二号若しくは第三号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない者</p> <p>五 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第八項において準用する第十八条の十九第一項第二号若しくは第三号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない者</p> <p>第十八条の十九 都道府県知事は、保育士が次の各号のいずれかに該当す</p>	<p>第十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三 この法律の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四 第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者</p> <p>五 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第八項において準用する第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者</p> <p>第十八条の十九 都道府県知事は、保育士が次の各号のいずれかに該当す</p>

る場合には、その登録を取り消さなければならない。

一・二 (略)

三 第一号に掲げる場合のほか、児童生徒性暴力等（教育職員等による

児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）

第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等をいう。以下同じ。）を行

つたと認められる場合

② (略)

第十八条の二十の二 都道府県知事は、次に掲げる者（第十八条の五各号

のいずれかに該当する者を除く。以下この条において「特定登録取消者

」という。）については、その行つた児童生徒性暴力等の内容等を踏ま

え、当該特定登録取消者の改善更生の状況その他その後の事情により保

育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、保育士の登

録を行うことができる。

一 児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士又は国家戦略特別区域

限定保育士（国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家

戦略特別区域限定保育士をいう。次号及び第三項において同じ。）の

登録を取り消された者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士又は国家戦略特別区域限

定保育士の登録を取り消されたもののうち、保育士又は国家戦略特別

区域限定保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該

当していたと判明した者

② 都道府県知事は、前項の規定により保育士の登録を行うに当たつては

る場合には、その登録を取り消さなければならない。

一・二 (略)

(新設)

② (略)

(新設)

、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない⁹⁾

③ 都道府県知事は、第一項の規定による保育士の登録を行おうとする際に必要があると認めるときは、第十八条の十九の規定により保育士の登録を取り消した都道府県知事（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する第十八条の十九の規定により国家戦略特別区域限定保育士の登録を取り消した都道府県知事を含む。）その他の関係機関に対し、当該特定登録取消者についてその行つた児童生徒性暴力等の内容等を調査し、保育士の登録を行うかどうかを判断するために必要な情報の提供を求めることができる。

第十八条の二十の三 保育士を任命し、又は雇用する者は、その任命し、

又は雇用する保育士について、第十八条の五第二号若しくは第三号に該当すると認めるとき、又は当該保育士が児童生徒性暴力等を行つたと思料するときは、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならぬ。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による報告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

（新設）

○ 児童福祉法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第二条関係）
 【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第十八条の二十四 国は、次に掲げる者について、その氏名、保育士の登録の取消しの事由、行つた児童生徒性暴力等に関する情報その他の内閣総理大臣が定める事項に係るデータベースを整備するものとする。</p> <p>一 児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士の登録を取り消された者</p> <p>二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士の登録を取り消されたもののうち、保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者</p> <p>② 都道府県知事は、保育士が児童生徒性暴力等を行つたことによりその登録を取り消したとき、又は保育士の登録を取り消された者（児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士の登録を取り消された者を除く。）の保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたことが判明したときは、前項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>③ 保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、第一項のデータベース（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する第一項のデータベースを含む。）を活用す</p>	<p>（新設）</p>

